

令和6年度徳島県福祉サービス評価推進委員会 会議録

1 日 時 令和6年9月4日（水）10：30～11：30

2 場 所 オンライン

3 出席者 委員9名中8名出席

（出席委員、50音順、敬称略）

江口 久美子（委員長）、大泉 真二郎、勝浦 美和、川西 智也、谷口 英一、
原 照代、平田 和彦、吉田 光子

（事務局）加藤地域共生推課長、地域共生推進課 地域共生担当

会議概要

1 開 会

2 挨拶（加藤地域共生推課長）

3 委員長・副委員長の互選について

- ・委員長は、委員の互選により江口委員に決定
- ・副委員長は、委員長が原委員を指名

4 議 事

- （1）徳島県福祉サービス評価機関の認証について
- （2）その他

5 閉 会

議事概要

（1）徳島県福祉サービス評価機関の認証について

委員長	それでは、議事に入りたいと思います。まず最初に、議事（1）徳島県福祉サービス評価機関の認証について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料1に基づき、一般社団法人京都府保育協会、 一般財団法人社会的認証開発推進機構、 特定非営利活動法人福祉総合評価機構愛媛県事務所について説明）
委員長	ただいまの説明に対して、御質問、確認事項がございましたらお願いします。
委 員	資料2と3の認証機関は、評価機関は別々の名称ですが、よく似た記述があるように思います。2つの機関は関連があるのでしょうか。例えば、受審料の書き方が全く同じなので、どちらかが参考にされたのかと。同じ京都の機関で

すし、理事さんが重なっている方もおられるお一人おられるようです。直接、評価や判定には影響はないと思いますが、そこが少し気になりました。

委員長 そちらの情報について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 京都の保育協会、資料2の機関は100人調査者の体制があります。保育園に所属されている方が資格をとられて、他の保育園を第三者評価するという制度を京都は確立されていることが今回わかりました。自分たちでも、保育園とはこうあるべきだと自分たちで考えられているとは思いますが、第三者評価を非常に重要視されて、自分たちで高めようとしている団体かと思います。

資料3の機関は、保育園以外も評価をされており、介護施設なども評価されている機関になると思います。実績を見ますと、小さいお子さんを預かるという視点から、保育園を中心に第三者評価を実施していこうとする意識が見られるのかな、と思います。

徳島県におきましても、京都で実績を積まれている機関のほうで、余力があればということになりますが、専門の観点から徳島県でも保育園や施設を評価をいただけたらと思っているところでございます。

委員長 他にご質問ある委員の方、いらっしゃいますか。

委 員 資料2の受審料についてのページに、謝礼設定（案）では、現状3万円、徳島単価5万円となっています。これはどのようなことか教えてほしいです。説明をお願いします。

委員長 今は3万円で、徳島県で実施する時は単価が5万円ということでしょうか。事務局説明をお願いします。

事務局 委員長のおっしゃるとおりで、京都で活動するよりは徳島で活動すると移動時間などがかかってくることもあり、経費を少し高めに設定されていると考えられます。

委 員 移動時間の増分を、単価としてプラスされたという形でしょうか。

事務局 この団体は、そのように考えられたかと思います。

委員長 移動時間の増という考え方ですね。旅費とは別という考え方の回答ということでもよろしいですね。
他にございますか。

私から1点。資料1のそれぞれの調査評価者の方ですが、一般社団法人京都府保育協会、特定非営利活動法人福祉総合評価機構愛媛県事務所については、資料に示されておりますとおりでありますが、一般財団法人社会的認証開発推進機構の4名の方はどのような方か分かりますでしょうか。

事務局 社労士さん、大学の先生、社会福祉士、団体の職員さんです。本業を持たれ

	ている方が資格を取られて、評価をされていると思います。
委員長	他にご質問ありますか。
委 員	受審料は、それぞれの機関が決めるのでしょうか。 それとも、決まった金額というのがあるのでしょうか。 徳島県の県社協は、いくらに設定されているのでしょうか。
事務局	正確な数字ではありませんが、30万円程度の金額でされています。京都も30万円程度の金額で設定されていますが、県外で実施する時には、加算して金額を高くするという設定で行っていると把握しております。
委 員	グループホームは、1ユニットと3ユニットで受審料はちがいますよね。
委員長	グループホームのユニット数によって受審料が異なるかということですね。
事務局	グループホームなどの事業所も評価にも対応しております。 規模によってご相談にはなりますが、評価自体にかかる作業日数により金額は変わってくると思います。施設数が多いと評価に日数がかかると思います。
委員長	資料の中に、評価料金がそれぞれの施設で出てきています。当然、施設によって異なってきます。人数によって変えているという資料もありますね。 先程の30万円の受審料についての補足ですが、資料の運営規程の中に、30万円を実施することが明記されていました。 ご質問いかがですか。でたようであれば、せっかく委員さんお集まりですので、順番に、ご意見があれば、お話しただけたらとおもいます。
委 員	実際に訪問して評価をする中身ですが、 ペーパーをチェックして評価をするのでしょうか。利用者や職員にヒアリングをするのか、調査の中身はどのようなものかお聞きしたいところです。
事務局	職員さんへのヒアリング、また第三者評価のマニュアルで個々の項目を聞き取りし、チェックすることも両方実施していると聞いております。
事務局	認定調査員の研修も実施されていると聞いております。
委 員	評価機関というのは、複数あった方が良いでしょう。 現在でも、5つの機関がありますが、新たに認証機関を増やす意図があるのか、徳島県の評価機関の利害相反などはあるのか、などお聞きしたいです。
事務局	第三者評価は法定の評価ではなく、施設がよりよいサービスを提供できるようにアドバイスをうけるという意味合いで、第三者評価を受けることが国でも推奨されています。県としても、その流れを受けて各施設・機関にお願いしています。

	県内でも受審したい施設・機関が受けられない状況があるという話も聞いておりますので、できるだけ評価機関を増やし、受審できる環境を整えるために、京都府や愛媛県で認証を受けている機関へ働きかけてきたというのが現状になります。
委員長	認証を受ける機関が、第三評価を実施する評価機関を選択して申し込むという流れでいいでしょうか。
事務局	認証を受ける機関が、評価機関を選択できます。徳島県で認証を受けた評価機関で受審していただくということが原則になります。それに該当する評価機関が、冒頭で説明させていただいた5機関になります。現在、評価機関数も少ないので、近隣で熱心の実施されている保育協会さんなどへ働きかけたということになります。
委員長	認証を受ける保育園が、保育のことをよく知っている評価機関を選択して受審することができるということですね。
事務局	そのとおりです。
委員	保育所、障がいなどの施設は受審しているが、高齢福祉の受審が少ないように思います。このことについて、なにか理由があるのでしょうか。
事務局	全国的に子どもを預けたり、障がい者の方が入ったりする施設におけるサービスの改善の意識が高いのかもしれません。 徳島県でも実績ベースでいきますと、数は少ないですが、通所の老人ホームや高齢者施設等でも受審される施設はあります。今後もサービス改善を目的として、積極的に受けていただきたいと思っております。
委員長	高齢福祉分野の受審が進んで行けばよいかと思います。 一般財団法人社会的認証開発推進機構は、評価件数は少ないですが、介護分野での評価の実績をお持ちですので、広く様々な分野を扱うことができる、専門的な委員さんもある評価機関と言えると思います。
委員	認証される機関が増えるのはありがたいですが、受審しようとする30万円の費用がかかりますし、また手続きにかかる事務負担を担う人材の不足も課題であるのが現状です。 諸費用は必要で、負担がかかることはありますが、施設が認証を受けることで、社会的な地域の資源としての信用度が高まり、そのような信頼できる施設が増え、選択する材料が増えるということになります。 また、受審することで各施設が改善計画をたて、バージョンアップしていくことを目指していくことにつながると思います。
事務局	評価へのご負担があることも大変かと思いますが、仕事の仕方の見直しができると、その後の業務改善にもつながると思うので、前向きに捉えてもらいた

いです。

県外で受審した機関のヒアリングなどの情報収集も行い、メリットに関して委員の方へ共有することで、気持ちが前向きになり、受審する施設が増えることにつなげていけたらと思っています。

まずは、評価を受けられない施設等への評価機関の提供ができるように評価機関を増やすということになりました。今後、受審を促すことに関しては、受審したことでのメリットを情報収集できればと考えております。

委 員 第三者の方の評価を受けるということで、自分の園で気がつかないことを指摘いただけるとの声も多くありますが、受審のための書類作成に時間がかかります。

現在、保育園では、第三者評価を受審することで、15万円の補助がありますが、残念ながら、なかなか県内の保育園で受審が進んでいない状況です。

京都はたくさん受けられてます。徳島では、まだ保育の方で受けたというのはなかなか聞いてませんね。なかなか利点が目に見えませんが、やはり事務負担が多いのが課題かなと思います。

委 員 評価を受けてあった利点をみなさんに広報して欲しいです。社協から年数回出ているリーフレットなどに、メリットを掲載することで法人も受審が増えるかもしれません。

委員長 現場にメリットが届くことで、受審が促されると思います。

委 員 私の施設も一昨年、第三者サービス評価を受審しました。私の施設は県社協に依頼しましたが、その際に県内に評価機関が5つあるとは知りませんでした。今回評価機関が3機関増えるということであれば、それも広報・周知をしていくことが大切かと思います。

加盟している協会でも、評価を受けたかどうかの話をすることがあります。私の施設はまだ新しくできて6年目ですので、現状でできていること、できていないことを把握するため受審しました。

運営する施設としましては、30万円払って受審することで、以前は県の指導監査などの指導期間が長くなることもありました。今はないので、メリットがあれば、より受審率も上がっていくと考えます。

委員長 受審された立場としてのご意見でしたが、もっとこうしてほしいなどのご意見はありますか。

委 員 受審後に、評価結果をWAMNETやホームページなどで公表して選んでいただける要素にはなりますが、実際利用する保護者さんが確認しているか、となると、あまり見ていない気がします。職員の意識改革には、すごく役に立ったと思います。

委員長 このようなご意見をお聞きになられて、事務局いかがですか。

事務局 非常に貴重な御提言ありがとうございます。受審後のメリットの部分と、そ

れが伝わりにくい部分と両方あると思います。

受けなければいけないという広報と、と受けた結果の広報も、我々としても積極的に取り組んで行くべきところだと感じました。メリットを感じていただけるような今後の展開について、県として考えていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

委員の皆様、活発な御議論ありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご意見を踏まえた上で、

一般社団法人 京都府保育協会

一般財団法人 社会的認証開発推進機構

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構愛媛県事務所

を徳島県の評価機関として認証するという事でよろしいか。

(異議なし)

徳島県の評価機関を認証するという事で、今後の受審促進に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、これを持ちまして議事は終了といたしまして、事務局にお返しします。